

サプライヤーガイドライン

〈車載用取引先様用〉

第3版

制定日 : 2020年6月5日

改定日 : 2024年7月25日

受領

取引先様名: _____

住所: _____

品質管理責任者: _____

受領日: _____

発行元

AGCディスプレイガラス米沢 株式会社

改訂履歴

版数	制/改訂日	改訂概要	改訂理由
1	2020/6/5	新規制定	-
2	2020/11/24	II-1. 納期情報の収集範囲について追記 II-4. グリーン調達ガイドライン改訂時の連絡について追記 II-11. 報告・対応が期限を超える場合の対応等について追記 II-12. 不可抗力による遅延や事前に納期変更があった場合の対応等について追記 II-6. 紛争鉱物についての説明の変更	詳細事項の明確化 OECD Annex IIを背景とした定義変更
3	2024/7/25	・「業務課」を「調達・ロジスティクス課」へ変更 II-7. 工程変更申請書受領後の手続き時間について追記	・組織名称の変更 ・承認手続きが長期となる場合について補足

目次

I. 品質保証に関する基本的な考え方	P. 4
1. はじめに		
2. 基本的な考え方		
II. お取引先様へお願い致します基本的な実施事項	P. 4～P. 7
1. 品質納期パフォーマンスのデータ収集と改善		
2. 品質マネジメントシステム(QMS)の実現		
3. 弊社顧客の品質要求事項の実現		
4. 環境マネジメントシステム(EMS)の実現		
5. 環境負荷物質管理		
6. 責任ある資源・原材料調達		
7. 初回の量産品納入の手続き		
8. 工程変更管理		
9. 製造工程での作り込み		
10. お取引先様の工程で発見された品質異常の処理について		
11. 品質異常に対する回答納期		
12. 100%オンタイム納入		
13. リスク管理		
14. 要求事項の展開		
15. 品質記録の保管		

I. 品質保証に対する基本的な考え方

1. はじめに

このガイドラインは、AGC ディスプレイガラス米沢株式会社(以下、弊社という)が、直材(弊社顧客に納める製品の一部となる部材)を納めるお取引先様に対しまして、「取引基本契約書」、「グリーン調達ガイドライン」に加え、弊社における、自動車業界での国際規格である IATF16949:2016 および ISO9001:2015 をベースとした購買および品質保証業務についてのご理解とご協力をお願いするために作成したものです。

2. 基本的な考え方

弊社では、お客様に満足していただける製品を提供するため、設計から製造、出荷業務、輸送、サービスに至るまで、品質保証体制の維持管理及び強化に努めております。

お客様満足を実現するためには、お取引先様の皆様にも弊社と同じ考え方に立ち、サプライチェーンの中で要求品質(納入仕様)を満足する製品を生産し、指定納期に納入していただく責任があります。

そのためには、お取引先様には、安定した製品の品質や供給能力を確保できる品質保証体制を整備していただく必要があります。

お客様からの信用を高めて、お互いに持続的な成長をはかるためにも、弊社における品質保証に対する基本的な考え方を本ガイドラインで充分にご理解いただき、品質確保にご協力いただくことをお願いする次第です。

II. お取引先様へお願い致します基本的な実施事項

1. 品質納期パフォーマンスのデータ収集と改善

下記の項目に対応した指標及び目標値の設定を行い、定期的にデータ収集を行ってください。目標値に達成しない場合は、原因を分析のうえ、フィードバックアクションを行ってください。

- ① 貴社から弊社に納入された製品の弊社の要求事項への不適合
- ② 構内保留及び出荷停止を含む弊社が被った迷惑(貴社起因と判定されたもの)
- ③ 納期実績(納期遅延, 特別輸送発生件数[※])

尚、③については、貴社の出荷履歴システム等の情報により把握可能な範囲で情報収集を行っていただき、ご提供いただくようお願い致します。

※通常時に無い、納期順守(短縮)のための貸切便や高速道路の使用など

2. 品質マネジメントシステム(QMS)の実現

ISO9001 への認証を第1ステップとし、IATF が認めた認証機関による IATF16949 の認証を最終ゴールとした QMS の構築と実施をお願い致します。

次の順序を参考としていただきご対応ください。

- (ア) 第三者審査を通じた ISO9001 に対する認証
- (イ) 第三者監査を通じた IATF16949 に対する適合を伴う ISO9001 への認証
- (ウ) 第三者審査(IATF が認めた認証機関)による IATF16949 への認証

尚、第三者機関による認証済みの場合は、登録証のハードコピーを提出してください。また、登録証の有効期限を更新された場合には、都度速やかに再提出してください。

3. 弊社顧客の品質要求事項の実現

弊社顧客の品質要求事項について弊社から展開ある場合には、その記載内容に従ってください。特に、以下の2つの手法については、要求に応じて対応をお願いする場合があります。

① PPAP (Production Part Approval Process)

PPAP は、原則として弊社が書類やサンプル品等の提出を指定した場合に限り、個別対応していただく場合があります。

② 8D-report

品質異常に対する是正処置のうち、弊社が指定したケースに適用をお願いする場合があります。(報告様式は弊社より指定致します。)

4. 環境マネジメントシステム(EMS)の実現

ISO14001 の環境マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持し、継続的な改善をお願い致します。

尚、第三者機関による認証済みの場合は、登録証のハードコピーを提出してください。また、登録証の有効期限を更新された場合には、都度速やかに再提出してください。

5. 環境負荷物質管理

弊社より送付しております「グリーン調達ガイドライン」に記載してあります『使用禁止物質※』が、納めていただく製品に含まれない仕組みを整備し、管理をお願い致します。「グリーン調達ガイドライン」が改訂された場合には、貴社にご連絡致します。

※『使用禁止物質』は変更・追加される場合がありますので、常に最新版をご確認下さい

6. 責任ある資源・原材料調達

人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料(例:紛争鉱物※)の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動にお取り組みいただき、使用の懸念のある場合には、使用回避に向けた施策を行うようお願い致します。

尚、弊社主要材料(ガラス素板、ターゲット、インク、AFP 剤)、およびその他の対象となるお取引品については、定期的な調査を依頼させていただきますので、ご協力をお願い致します。

※紛争地域及び高リスク地域から産出され、武装勢力の支援、著しい人権侵害、不法行為等に関わる鉱物

7. 初回の量産品納入の手続き

製品の量産納入に先立ち(事前に)、「納入仕様書」および初回の製品の「出荷検査結果」を、弊社の調達・ロジスティクス課または購入担当者へ提出いただくようお願い致します。

8. 工程変更管理

工程の変更時には、納入仕様書の要求を満足できるよう、変更により予想されるリスクの抽出と初期流動品の管理の推進をお願い致します。

また、工程変更の内容が以下の変更申請項目に該当する場合、工程変更を行う6ヶ月以上前までに、弊社の調達・ロジスティクス課宛てに、「工程変更申請書(様式-7)」「(別紙1)」にてご連絡をお願い致します。

※弊社のお客様から個別の要請を受けている場合などにより、申請書受領後、承認のご連絡までに時間を要することがございます。12ヶ月を超える長期間を要することもあり得ますこと、予めご理解をお願い致します。

(1) 変更申請が必要な項目

- ① 検査方法（計測機器を含めた変更）、規格（検査基準）、検査頻度
- ② 設備の新設、設備の移設、設備の変更
- ③ 原材料の変更
- ④ 製造方法（加工方法、生産方法）
- ⑤ 上記①～④以外の製品品質に影響のある変更

(2) 原材料変更時の注意点

原材料変更の場合は、変更される原材料の「安全データシート(SDS)」の提出をお願い致します。

(3) その他

前述(1)以外の事項については、特に弊社への届け出は不要ですが、お取引先様に於いて品質への影響度、過去の実績などを十分に調査・分析のうえ、自主管理対象範囲を決定し、お取引先様での自主的な変更記録および変更前後での品質確認など、確実な管理をお願い致します。

緊急のため正式な届け出が困難な場合は、口頭（電話連絡を含む）により弊社の調達・ロジスティクス課に連絡し、その指示に従っていただきますようお願い致します。

但しその場合であっても、後日速やかに正規の手続き（「工程変更申請書」の発行）をお願い致します。

9. 製造工程での作り込み

不良品（欠陥品）を社外へ出さないことは無論ですが、お取引先様内の製造工程で不良品を発生させないことが重要です。お取引先様に於いて、『製造工程での作り込み』の考え方を提供いただき、量産中の製品品質の継続的改善活動の展開をお願い致します。

10. お取引先様の工程で発見された品質異常の処理について

お取引先様の工程で発見された品質異常の対象製品が流出した可能性が考えられる場合で、弊社の要求仕様内（「納入仕様書」での範囲内）ではあるものの、その欠陥が連続で発生している場合には、直ちに下記の内容を弊社の品質保証室担当者へ連絡いただきますようお願い致します。

- ① 品質異常の内容（発生位置、欠点モード等）
- ② 対象品の情報（対象数量、ロット等）

11. 品質異常に対する回答納期

弊社より、「不良再発防止対策依頼書」にて連絡を差し上げる品質異常に対しては、弊社より特に指定が無い場合には、双方情報共有の上、24時間以内の応急処置、および3営業日以内での根本原因の報告・対応をお願い致します。但し、根本原因、再発防止策について期限を超える場合には、期限までに一旦、経過報告をお願い致します。

尚、再発防止対策の計画は、6営業日以内での立案・提出をお願い致します。

12. 100%オンタイム納入

弊社から連絡を差し上げ貴社により承諾いただいた指定納期、もしくは貴社からの回答納期に対しては、100%でのオンタイム納入をお願い致します。

特に生産活動に於いては、納期および数量の確保を行うために、『変動要因を含めた日常の生産能力』について、能力を把握するとともに、常日頃の管理をお願い致します。

尚、自然災害、交通事故等の不可抗力による遅延等は本項目の対象外と致します。

また、事前に貴社より納期変更の連絡を受けて弊社が承諾した場合には、変更した納期にてご対応いただくようお願い致します。

13. リスク管理

お取引先様に於いて、自然災害や事故、ユーティリティなどのインフラ障害による操業停止などにより、製品の供給に問題が発生した場合、以下の事項を弊社の調達・ロジスティクス課担当者まで可能な限り速やか

にご連絡ください。

- ① 発生日・発生場所
- ② 災害や事故の概要
- ③ 納入に問題が発生する材料や部品
- ④ 原因および現状（多発の可能性、危険性の有無など安全尊重の立場からのご判断）
- ⑤ 生産再開や復旧の見通し
- ⑥ その他の情報（連絡先および連絡窓口など）

お取引先様に於いてリスクを事前に回避し、万一リスクが発生した場合でも被害を最小限に食い止めるための、『リスク管理』の構築・運用をお願い致します。

14. 要求事項の展開

弊社から連絡を差し上げる全ての該当する法令・規制要求事項並びに製品及び工程の特殊特性については、サプライチェーンを遡っていただき、その製造現場まで要求事項を展開頂きますようお願い致します。

15. 品質記録の保管

製品実現及び全ての要求事項を満たしていることを証明する品質記録（ハードコピー、電子媒体など）は、弊社が注文終了を宣言してから 15 年間保管してください。品質記録には、不適合品の管理や是正処置に関する記録（原因調査、結果、再発防止策の実施内容、効果の検証記録など）も含まれます。

以 上